

第6分科会提言の譲れない具体的な項目と提案理由

- 1 区民による区民のための区政に向けて ~参画・協働~

項目名 区は、「参画・協働」の哲学・理念やその推進を図る制度を明記し、自治の原則を確立するために、新宿区の憲法とも言える「(仮)自治基本条例」を区民と共に制定する。

提案理由

現在、様々な施策を通じて、協働事業の推進が区政運営の大きな比重を占めている。しかし、一般区民にとっては言葉の定義・制度の意義そのものが分かりにくく、参画・協働にある程度関わっている区民にとっても、区側との意識・認識のズレを感じる場面が多い。新宿区の「新しい自治のあり方」を普遍化し、区民・事業者・行政のそれぞれの役割と責任を明記する条例を、区民の参画のもとにつくる必要がある。

項目名 区は、区民が区民会議の提言活動を生かして区の施策・事業全般についての“計画・実施・評価・改善”の各段階に参画できる仕組みをつくる。特に「評価」には、たとえば基本構想・基本計画の進捗のチェックや協働事業の評価などを含む。

提案理由

現在、様々な参加・参画の制度(仕組み)はある。しかし、残念ながらこれらの制度の多くは行政が立てた計画・事業に意見を述べるにとどまり、計画段階から評価、改善に至るまでの行政の全過程にかかわる参加(Plan、Do、Check、Action、これこそ参画)は、なかなか保障されていない。

このたびの区民会議の提言活動は、第四次実施計画の重点項目に掲げられ計画段階からの全区民を対象とした「参画」という点でまさに画期的な試みである。区民もこれに応え、意義ある活動がされているものと認識している。

項目名 区は、地区協議会が新しい自治を育む組織であることを改めて認識し、地域の自治組織となるべくサポートする。特に、既存組織(町会・自治会)と新組織(NPO・ボランティア団体など)が協働していくための土壌作りを特別出張所の重要な役割と位置づける。

提案理由

第四次実施計画の重点項目として「地区協議会の設立・運営」が挙げられ、各地域で実施に移されてきている。参画・協働を推進し自治意識・能力を高めていくときに地区協議会の役割は大きい。

しかしながら、特別出張所の担当者や地区協議会の構成メンバー全員に設立の目的や役割・意義が浸透しておらず、出張所や地域センターとの関係性も生かされていない。地区協議会の目的を様々なメンバーで共有し、提案にとどまらず実行する組織となるためには一定の権限や財政的基盤も必要になる。また、一つの協議会に完結することなく、地区協議会同士の情報開示・提供などの連携も求められる。

項目名 区は、協働の意義・必要性を明確化・体系化し、区民・NPO等団体、事業者、ボランティア、行政の役割と責任を明記し、主要な協働の仕組みを規定するために、「(仮)市民活動および協働の推進に関する条例」を区民と共に制定する。

提案理由

2004年3月には「新宿区・地域との協働推進計画」が策定され、第四次実施計画の重点項目として「NPO等との協働の環境づくりの推進」が挙げられている。そのもとに、協働支援会議の運営、「協働推進基金」NPO活動資金助成、協働促進啓発事業(協働カレッジ)、最近では事業提案制度、新宿NPOネットワーク協議会への支援など、様々な取り組みがなされている。

これらの施策を体系化し、協働が行政の下請け的なものにならないよう区民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確に規定し、協働の意義・必要性を定めるために条例化が必要である。

「(仮)自治基本条例」はいわば自治体の憲法ともいえる自治に関する大枠の基本条例である。新宿区が真の区民・NPO団体等、ボランティア、事業者、行政の協働を進めていくためには、社会貢献性のある活動の保障や区の支援策を規定するなど、「協働」に特化した条例を区民の参画をもって制定することが望ましい。

項目名 「新しい自治をつくる」ためには行政の役割は重要である。そのために、区は職員の能力と資質を磨き、区民の政府にふさわしい政策形成能力を持つ人材を育てる研修システムと、需要に応じた配置転換を行える人事システムをつくる。

提案理由

“区民による区民のための区政”の実現に向けて、「自治を育む」「新しい自治をつくる」を提唱する区長のリーダーシップが重要であると同時にプロジェクトチームやタスクフォースなどの柔軟な専管組織を設置する必要がある。

また、法令や前例に堪能であるだけでなく、区民や区にとって必要な新しい政策形成ができる行政職員の育成や、異動周期に影響されないシステムのもとで専門家の育成も求められている。

行政の体質改善・意識改革は、職員が現場を知り、協働事業の中で区民と共に議論し、学びあいながら区民との信頼関係を築くことから始められるべきである。